

令和 8 年度内閣府本府政策評価実施計画

令和 8 年 3 月 日
内閣総理大臣決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、令和 8 年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和 8 年度の 1 年間とする。

2 事後評価の対象とする政策及び評価の方法

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

- (1) 内閣府本府政策評価基本計画(第 8 次)(令和 7 年 3 月 28 日内閣総理大臣決定。以下「基本計画」という。)の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）

① 実績評価方式による評価を行う対象政策

ア 政策体系に基づく政策

7. 地域経済活性化に関する施策の推進

14. 交通安全基本計画の作成・推進

22. 男女共同参画基本計画の作成・推進

27. 科学技術・イノベーション基本計画の策定・推進

② 事業評価方式による評価を行う対象政策

ア 規制に係る政策

規制を担当する部局と調整の上で決定。

イ 租税特別措置等に係る政策

租税特別措置等を担当する部局と調整の上で決定。

- (2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの）

該当なし。

- (3) その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）

該当なし。

3 その他

基本計画の対象とする政策で、政策体系に基づく次に掲げる政策については、内閣府本府における EBPM の取組により、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮設を示すロジックモデルを作成した上で、事前分析表を作成する。

- 7. 地域経済活性化に関する施策の推進
- 14. 交通安全基本計画の作成・推進
- 17. 孤独・孤立対策に関する施策の推進
- 18. 就職氷河期世代等に対する支援の推進
- 22. 男女共同参画基本計画の作成・推進
- 27. 科学技術・イノベーション基本計画の策定・推進

附 則

この決定は、令和8年4月1日から施行する。